昭和四十八年建設省告示第二千五百六十四号（防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件）

改正案	現行告示
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第百十二条第十四項第二号、第百二十六条の二第二項、第百二十七条の十四第二号ロ及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。 一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第一号に掲げる要件を満たす防火設備又は第百四十五条第一項第一号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 イ　（略） ロ　次のいずれかに適合する構造方法とすること。 (1)　枠又は他の防火設備と接する部分を相じゃくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられた防火戸 (2)　内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したシャッター又は近接する位置に網入りガラスその他建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備を固定	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第二百三十八号）第百十二条第十四項第二号、第百二十六条の二第二項及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。 一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十四項第一号に掲げる要件を満たす防火設備又は第百四十五条第一項第一号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 イ　（略） ロ　防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分を相じゃくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの（シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。）とすること。

て併設したもので、内のり幅が八メートル以下のシャッター

二　略

別記　略

二　略

別記　略